

平成26年9月18日

東京電力の全面拒否回答に対する弁護士声明

浪江町支援弁護士団

代表 弁護士 日 置 雅 晴

事務局長 弁護士 濱 野 泰 嘉

原子力損害賠償紛争解決センターは、東京電力が仲介委員の提示した和解案を拒否する回答を行った後、和解案を正確に理解しているとは言えないとして、和解案提示理由補充書を提示し、あらためて和解案の受諾を求めました。

しかし、東京電力は、センターの意向を無視し、前回と同様に、和解案を実質的に全面拒否する回答書を提出しました。

東京電力の全面拒否回答は、新・総合特別事業計画で自ら誓約した和解案の尊重を放棄するとともに、和解仲介手続自体を軽視し、センターの役割を阻害するものであり、日本政府が3年以上かけて行ってきた原子力事故損害賠償制度を真っ向から否定するものであると同時に浪江町住民らが原発事故によって負った様々な損害をあまりに軽視するものであり、許されるものではありません。

当弁護士団は、東京電力に対し、本和解案の全面拒否回答について抗議するとともに、本和解案を受諾するようあらためて強く要求します。

また、センターの紛争解決機能が十分な役割を果たし、現在の原子力事故損害賠償制度の信頼が維持され続けるためにも、当弁護士団は、センターに対し、東京電力が本和解案を受諾するよう、さらなる説得を求めます。

以 上